

平成29年6月5日

長野労働局長 殿

住 所 長野市中御所 1-22-1

事業場名 株式会社 中御所ホテル 長野

代表者職氏名 代表取締役 東京 太郎 印

代表者の印鑑(丸印)

平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)の交付を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 1,000,000 円
- 2 事業の目的及び内容 当事業場の最も低い時間給を6月20日から現在の820円から880円に引き上げる。また、業務改善としてインターネットを活用した予約・フロント業務システムを導入する。
- 3 申請コース (①30円コース、②40円コース、③60円コース、④90円コース、⑤120円コース) ※いずれかに○をすること
- 4 国庫補助金所要額調書(別紙1)

(添付資料)

- 1 事業実施計画書(別紙2) 正本(3か月以内)
- 2 法人登記簿謄本
- 3 納税証明書(消費税及び地方消費税) 納税証明書は、未納がない証明
法人は、その3の3、個人は、その3の2
正本(3か月以内)
- 4 納税証明書(法人税)
- 5 助成対象経費の見積書 相見積
- 6 生産性要件を満たしていることが確認できる書類(交付要綱第4条第3項に該当する場合)
- 7 申請前6月分の賃金台帳の写し
- 8 その他参考となる書類

国庫補助金所要額調書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A - B) C	対象経費 支出予定額 D	対象経費支出 予定額 (D) に 助成率 (※1) を乗じた額 E	基準額 (上限額) ※2 F	選定額 (EとFを比較し て少ない方の額) G	国庫補助 基本額 (CとGを比較し て少ない方の額) H	国庫補助 所要額 (1,000円未満切 り捨て) I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	1,800,000 円	0 円	1,800,000 円	1,800,000 円	13,500,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円

※1 企業全体で常時使用する労働者の数が31人以上の事業場にあつては10分の7（ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は4分の3）

企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下の事業場にあつては4分の3（ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は5分の4）

※2 別表第1の第4欄に定める各コースの上限額

事業実施計画書

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額	10,000,000 円	②企業全体で常時使 用する労働者の数	27 人											
		③本店所在地	松本市島立 1696													
2 業務 改善等 を行う 事業場	①事業場の名称	株式会社 中御所ホテル 長野														
	②労働保険番号	2	0	1	0	2	9	9	9	9	9	9	—	0	0	0
	③所在地	〒380-8000 長野市中御所 1-22-1														
	④電話番号	026-234-5678		⑤常時使用する労働者の 数	15人											
	⑥事業内容	ホテル・飲食業														
	産業分類	大分類	宿泊業, 飲食サ ービス業	中分類	宿泊業											
3 助成事業の概要																
(1) 賃金引上計画 [① 30 円以上引上げ (750 円未満)、② 40 円以上引上げ (800 円未満)、③ 60 円以上引上げ (1,000 円未満)、④ 90 円以上引上げ (800 円以上 1,000 円未満)、⑤ 120 円以上引上げ (800 円以上 1,000 円未満)] ※申請コースに応じて①～⑤のいずれかに○をすること。なお、括弧内は事業場内最低賃金額である。																
ア 賃金が時間給等で (①750 円未満、②800 円 未満、③1,000 円未満、④ 800 円以上 1,000 円未満) の労働者 ※括弧内には、申請コースに応じた 事業場内最低賃金額に○をすること。 ※該当労働者全員の賃金状況を記載 すること。なお、該当者が多く書き 切れない場合は、別紙 (様式任意) に記入すること。	労働者職氏名	性別	生年月日	採用 年月日	時間給又は時 間換算額											
	フロント係 長野 一郎	男	昭和 57 年 3 月 26 日	平成 25 年 4 月 1 日	820 円											
	フロント係 松本 花子	女	昭和 62 年 9 月 10 日	平成 26 年 4 月 1 日	830 円											
	職場の担当部署名 労働者氏名															
イ 事業場内最低賃金を 引き上げる計画 ※④引上げ額の該当者が 多く書き切れない場合は、 別紙 (様式任意) に記入す ること。	①賃金計算期間 21日～20日															
	②賃金支払日 翌月 5日															
	③引上げ年月日 平成29年 6月21日															
	④引上げ額	氏名	長野 一郎	引上げ額	60 円											
		氏名	松本 花子	引上げ額	50 円											
		氏名		引上げ額	円											
		氏名		引上げ額	円											

ウ 事業場内最低賃金規定を定めた就業規則等（案）	<p>第10条 当事業場における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額880円とする。ただし、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けたものを除く。</p> <p>2 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。</p> <p>附則 第3条 この規定は、平成29年6月21日から施行する。</p>
--------------------------	--

(2) 業務改善計画

必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額（税込）
<p>※生産性向上、労働者の労働能率の増進に効果があることを具体的に記入してください （記載内容例）</p> <p>(1) 現状の作業方法(問題点)、所要時間等</p> <p>(2) 設備投資など業務改善計画の内容</p> <p>(3) 計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果</p> <p>（1）予約の受付や顧客の管理は、これまで電話やFAX、手作業での記入による紙の台帳で行っており、手間がかかる上に単純なミスも発生していました。予約の受付・顧客の管理に要する時間 約90分。単純なミス 10件/月</p> <p>（2）今回、インターネットを活用した予約受付・フロント管理業務システムを導入する。</p> <p>（3）導入することにより、手作業による煩雑なフロント作業が減少し、予約業務の正確性向上によるミスも減少し業務効率改善が図れる。また、余裕の生じた時間を本来のお客様対応に充てることが出来るため、サービス向上及び顧客の好感度がアップでき、収益増が期待できる。</p> <p>予約の受付・顧客の管理に要する時間が約45分/日、単純なミスが5件/月減少することが見込まれる。</p> <p>インターネットを活用した予約・フロント管理システムの普及率は、当ホテルの規模クラスでは、約50%です。</p>	<p>平成29年8月31日</p> <div data-bbox="906 663 1206 770" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>交付決定してから事業を開始する</p> </div>	<p>1,800,000円</p>
<p>費用見込額合計</p>		<p>1,800,000円</p>

(3) 生産性向上、労働者の労働能率の増進に資する業務改善計画に対する労働者※1の意見

意見を聴いた労働者の職氏名
 受付主任 松本 一郎

意見
 システム導入により、フロント作業の減少・予約業務の正確性が高まるなど、業務効率が改善されるので計画に賛成します。

(4) 事業完了予定期日	平成29年8月31日	引き上げた賃金の支払いと業務改善事業の両方が終了した日	
4 交付の決定前6月間の解雇等の状況※2 (交付要綱第4条第4項第1号関係)	なし		
5 他の助成金の受給、申請の有無 (交付要綱第4条第4項第1号のニ関係)			有・無
有の場合、助成金の名称	キャリアアップ助成金 (処遇改善コース)		
6 労働関係法令違反の有無 (交付要綱第4条第4項第2号関係)			有・無
7 補助金等の決定取消し等の有無(過去3年) (交付要綱第4条第4項第3号関係)			有・無
8 暴力団関係事業場の該当の有無 (交付要綱第4条第4項第4号関係)			有・無
9 税若しくは徴収金の滞納の有無 (交付要綱第4条第4項第5号関係)			有・無
10 振込を希望する金融機関			
金融機関名	信濃銀行	支店名	中御所支店
口座の種類	普通・当座	口座番号	123456
口座名義 (カタカナ)	中御所 太郎 (ナカゴショ タロウ)		
11 その他	業務改善助成金活用の事例紹介における事業場名・所在地・効率改善事業の内容及び効果・賃金引上げ状況等の公表に同意します。		

※1 業務改善の対象業務に従事している労働者から一人選んでください。なお、就業規則の作成又は変更における意見聴取の対象者は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者となります(当該事業場の労働者数が常時10人未満の場合を含む。)

※2 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。)のほかに、①その者の非違によることなく勸奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合